

深夜業務等従事職員健康診断ほかに係る仕様書

所属 行財政局人事部人事課

(担当 川上・洞庭 222-3270)

- 1 深夜業務等従事職員健康診断
- 2 特殊健康診断（電離放射線、有機溶剤及び特定化学物質健康診断）
- 3 石綿健康診断
- 4 精密検査
- 5 個別保健指導

1 深夜業務等従事職員健康診断

深夜業務等従事職員健康診断では、労働安全衛生法に基づく定期健康診断に加えて、充実項目としてメタボリックシンドローム予防の観点から質問票及び結果報告を実施する。

1 予定数量

コース	前期件数	後期件数	合計
Aコース (49歳以下)	400	30	430
Bコース (50歳以上)	550	70	620
共通コース	0	770	770
充実項目	質問票	250	25
	結果報告	250	25

【注意事項】

- ① 前期の対象者は約 950 名、後期の対象者は約 870 名
- ② 前期件数及び後期件数とは、受診予定者数を指す。この数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- ③ 健康診断のコース種類及び項目については**別表第2を参照**
- ④ 質問票、結果報告の 2 項目（以下「充実項目」という。）については、上記件数とは別に前期件数約 700 件及び後期件数約 75 件を、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という）が同時に実施する。
なお、充実項目については、別表第2の前期を受診する対象者のみに対して実施する。
- ⑤ 受診者数について請求すること。

2 実施内容

(1) 健康診断実施日程

ア 前期実施日程

前期（巡回）：令和8年6月中旬～同年7月下旬

時 期	実施内容
4月中旬	<p>① 健診日程枠の提示 巡回場所の日程枠を提示。</p>
6月初旬	<p>② 事前配布物の送付 本市の指定する健診実施通知文、名簿及び健診機関で使用する受診票等を各所属毎に封入、封緘し、各所属に送付。</p> <p>※ 所属宛て封筒の宛名は「(所属名) 所属長様 親展」と記載すること。</p> <p>※ 個人宛の封筒には、受診票のほか、本市と協議のうえ、本市の指定する文章を封入すること。</p>
6月中旬～7月下旬	<p>③巡回による健康診断の実施</p> <p>巡回回数：38回程度（半日の巡回を1回とする）</p> <p>巡回場所：別表第1のとおり</p> <p>※ 市役所本庁分については、日時を指定している。 (詳細は別表第1のとおり)</p> <p>※ 巡回とは別に健診機関にて受診できる日程を設けること。</p> <p>※ 巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。</p> <p>※ 京北・左京山間部土木みどり事務所については、一般健診会場である京北出張所で受診することとする。</p>
7月中旬～8月下旬	<p>④受診結果通知の送付 随時、本市の指定する健診結果通知文、受診者一覧及び個人宛結果等を対象者のいる所属ごとに封入、封緘し、本市に納品。</p> <p>⑤精密検査の実施 精密検査対象者に対し、健診機関にて精密検査を実施し、精密検査受診者宅に、健診結果を随時送付。</p>
9月下旬	<p>⑥集計結果通知の送付 対象者のいる所属、局区等及び本市宛ての集計結果をそれぞれ封入、封緘し、本市に納品。</p>

イ 後期実施日程

後期（巡回）令和8年11月中旬～同年12月中旬

時 期	実施内容
9月初旬	① 健診日程枠の提示 巡回場所の日程枠を提示。
10月下旬～11月初旬	② 事前配布物の送付 本市の指定する健診実施通知文、名簿及び健診機関で使用する受診票等を各所属毎に封入、封緘し、各所属に送付。 ※ 所属宛て封筒の宛名は「(所属名) 所属長様 親展」と記載すること。
11月中旬～12月中旬	③ 巡回による健康診断の実施 巡回回数：37回程度（半日の巡回を1回とする） 巡回場所：別表第1のとおり ※ 巡回とは別に健診機関にて受診できる日程を設けること。 ※ 巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。
12月初旬～1月下旬	④ 受診結果通知の送付 随時、本市の指定する健診結果通知文、受診者一覧及び個人宛結果等を対象者のいる所属ごとに封入、封緘し、本市に納品。 ⑤ 精密検査の実施 精密検査対象者に対し、健診機関にて精密検査を実施し、精密検査受診者宅に、健診結果を随時送付。
2月中旬	⑥ 集計結果通知の送付 対象者のいる所属、局区等及び本市宛ての集計結果をそれぞれ封入、封緘し、本市に納品。

注) 上記日程については、変更の可能性あり。

(2) 検査項目

別表第2「深夜業務等従事職員健康診断検査項目」のとおり

(3) 健診対象者

本市職員のうち、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員及び健康管理医の指示等により、本市が年2回定期に健康診断を行うことが必要と認める職員。

また、本市の指定する者については、年に1回の健診を実施すること。

※ なお、対象者の所属、氏名、生年月日等必要な情報については、別表第3のとおり本市から健診機関に情報提供する。

(4) 健診実施及び結果通知

「(1) 健康診断実施日程」の「実施内容」の②、④、⑥の通知文等については、本市と協議のうえ、本市の指定する日時に本市に納品すること。ただし、直接所属に送付を指示する場合もある。

(5) 健診結果

ア 健診結果の判定基準

判定基準については、原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、事前に本市に対し、健診機関の有する基準を提示すること。ただし、健康管理医の指示等により、別途本市で指定した場合は、本市と協議のうえ、その指示に従うこと。

イ 健診結果の報告

(ア) 個人宛て結果報告

個人ごとに、次に記載した結果報告を作成し、所属、氏名コード及び氏名欄の見える窓開き封筒に封入し、当該職員が受診した日から3週間から遅くとも4週間後までには本市に納品すること。ただし、直接所属に送付を指示する場合もある。

所属、氏名コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査数値（検査結果）、基準値、結果判定、総合判定、胸部X線撮影区分（直接撮影）、胸部X線フィルム番号

上記項目については、本市から提供する前年度のデータを併せて記載するものとする。ただし、データの性質上これにより難いものについては、別途協議する。また、本市から健診機関へ前年度のデータを受渡す時期については、別途協議する。

また、健診機関において精密検査が必要と判断した対象者については、結果報告に以下の内容を記載し、また、別紙5「精密検査について」、別紙6「精密検査種類一覧」を、個人宛て結果報告に同封すること。

- ・精密検査該当項目
- ・健診機関での実施となること。

なお、精密検査が必要であるが、本市が実施する精密検査対象外の項目に該当する対象者については、専門医療機関への受診案内を記載すること（詳細は、「4 精密検査」参照。）。

【充実項目に係る結果報告】

別表第2の「11 充実項目」に係る結果報告については、個人宛て結果報告に同封すること。この結果報告には、受診者自らの健康状態を自覚し、生活習慣病の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を含めて提供すること。

(イ) 所属長宛て結果報告

個人宛て結果報告と併せて、下記健診結果報告書類を所属ごとに作成のうえ封入、封緘し、当該所属宛て封筒の宛名を「(所属名) 所属長様 親展」と記載し、(ア)の期日までに納品すること。

【所属長宛て健診結果報告書類】

- a 所属長宛て通知文（本市が指定する文書）
- b 健康診断受診者一覧（別紙1）、要精密検査者名簿（別紙2）、専門医療機関受診勧奨対象者一覧（別紙3）
- c 定期健康診断 精密検査フローチャート（別紙4）

なお、別紙1～4については、本市との協議により記載内容等を変更する場合がある。

(ウ) 局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て健診結果報告（集計結果と併せて送付）

集計結果報告時に集計結果書類と併せて送付する。詳細は、下記ウ(イ)の「局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て集計結果報告」を参照。

(イ) 本市宛て結果報告

胸部X線撮影の結果、結核又はその疑いがあると判定した職員については、当該職員の胸部X線撮影フィルム（過去3年間分のフィルムを含む。）を個人ごとに所属、氏名コード、氏名、受診年月日及び胸部X線フィルム番号を記載した封筒等に入れ、読影票及びその他検査結果（実費負担の検査結果を含む。）とともに、本市の指定する様式にて本市へ報告すること。

なお、報告については、判定後直ちに胸部X線フィルム等を本市へ納品すること。

ウ 集計結果の報告

(ア) 所属長宛て集計結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、下記集計結果報告書類を所属ごとに作成のうえ封入、封緘し、宛名を「(所属名) 所属長 親展」とし、本市に納品すること。

【所属長宛て集計結果報告書類】

- a 所属長宛て通知文（本市が指定する文書）
- b 労働安全衛生規則第52条に規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c bに記載する定期健康診断結果報告書の白紙様式（O C R票）

(イ) 局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て集計結果報告（結果報告と併せて送付）

前期及び後期の健康診断終了後、下記健診結果及び集計結果報告書類を局区等庶務担当ごとに作成のうえ封入、封緘し、宛名を「(局区等名) 庶務担当課長 親展」とし、本市に納品すること。送付先局区等名については、別途本市から指示する。

【局区等庶務担当課長宛て集計結果報告書類】

- a 局区等庶務担当課長宛て通知文（本市が指定する文書）
- b 健康診断受診者一覧（別紙1）、要精密検査者名簿（別紙2）、専門医療機関受診勧奨対象者一覧（別紙3）
- c 労働安全衛生規則第52条に規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）に定める項目を盛り込んだ書類（必要に応じて）

なお、別紙1～3については、本市との協議により記載内容等を変更する場合がある。

(ウ) 本市宛て結果報告（紙媒体）

前期及び後期の健康診断終了後、下記結果報告書類を作成し、本市に納品すること。

【本市宛て結果報告書類】

- a 健康診断個人票（労働安全衛生規則第51条に規定する健康診断個人票（様式第5号）に定める項目を盛り込んだもの）
- b 労働安全衛生規則第52条に規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）に定める項目を盛り込んだ書類（全所属をまとめたもの及び所属ごとに作成すること）
- c 労災保険二次健診給付該当一覧（健診機関で定める様式により、所属ごとに作成すること）

(エ) 本市宛て結果報告書（電子データ）

前期及び後期の健康診断終了後、受診者の健診結果について、別表第4の仕様のとおり電子デ

ータを作成し、本市に納品すること。また、「結果情報レコードレイアウト」は別表第5のとおりとする。記載されていない判定コードについては別途通知する。

(6) 委託料

本市が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(7) その他条件

ア 特定健康診査及び特定保健指導を実施できる健診機関であること。
イ 本契約とは別に、深夜業務等従事職員健康診断巡回時に、腹囲、体重、血圧及び喫煙歴等の状況から対象と見込まれる共済組合員に対して特定保健指導の初回面接を一部の巡回場所において実施予定である。このため、深夜業務等従事職員健康診断巡回時に特定保健指導の初回面接が実施できる健診機関であること。実施会場及び体制等の詳細については共済組合と協議すること。
ウ 「1 予定数量」とは別に、共済組合及び協会けんぽが、充実項目について前期件数750件及び後期件数180件を同時に実施予定である。詳細は共済組合、学校共済及び協会けんぽに確認すること。

ただし、協会けんぽ対象者実施分については、協会けんぽとの協議が必要であるため、本市に確認すること。

なお、共済組合及び協会けんぽが提供する高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の対象者となる者の組合員証及び被保険者証の記号及び番号を別表第3の内容に合致させ、充実項目における結果報告に組合員証及び被保険者証の記号及び番号を明記すること。

エ 胸部X線検査の有所見者に対する事後指導及び治療に使用するため、契約期間終了後もX線フィルムを3年間は適切に保管し、本市からの求めがあれば提出すること。
オ 本市が指定する文書について、修正する必要があると判断した場合は、事前に本市に相談すること。
カ 京都市営地下鉄の各駅から半径2km圏内かつ京都市バス（受託エリアの民間バス含む）のバス停から徒歩5分圏内に、深夜業務等従事職員健康診断ができる施設のある健診機関であること。
キ 1日（8時半～16時半）に最大300人の健診に対応する人員配置計画の作成及びその計画通りの遂行ができること。また、本市が求めた際には、速やかに計画の提出を行うこと。
ケ その他不明な点等については、本市の指示に従うこと。

深夜業務等従事職員健康診断巡回箇所一覧

巡回場所	受付時間帯	実施回数	巡回場所	受付時間帯	実施回数
京都御池創生館 (市役所本庁分)	(前期) 8:30～11:00	1回			
	14:00～16:30	1回			
	(後期) 9:00～11:30	1回			
	14:00～16:30	1回			
東部まち美化事務所	14:00～16:00	3回	動物園	10:00～11:00	1回
山科まち美化事務所	14:30～16:00	2回	COCO・てらす	9:00～12:00	3回
南部まち美化事務所	14:00～16:00	2回	中央斎場	8:30～9:30	1回
西部まち美化事務所	14:00～16:00	3回	衛生環境研究所	14:00～16:00	1回
西京まち美化事務所	14:30～16:00	2回	桃陽病院	9:30～11:00	2回
伏見まち美化事務所	14:30～16:00	2回	北部土木みどり事務所	9:00～11:00	1回
南部クリーンセンター	8:00～11:00	3回	東部土木みどり事務所	9:00～11:00	1回
東北部クリーンセンター	8:00～11:00	2回	南部土木みどり事務所	9:00～11:00	1回
北部クリーンセンター	8:00～11:00	1回	西京土木みどり事務所	9:00～11:00	1回
埋立事業管理事務所	9:30～11:00	1回	伏見土木みどり事務所	9:00～11:00	1回
生活環境美化センター	14:30～16:00	1回	京北・左京山間部土木みどり事務所	(前期) 9:30～10:00	1回

【注意事項】

- ① 京都御池創生館（市役所本庁分）の前期実施については、以下のとおり。

実施場所	実施時期	受付時間帯	実施回数
京都御池創生館	令和8年 7月中旬～下旬	8:30～11:00 14:00～16:30	1回

なお、後期の実施日時については、他の巡回場所と同様の扱いとする。

- ② 京北・左京山間部土木みどり事務所については、前期健診のみ一般健診会場である京北出張所で受診することとする。
- ③ 上記受付時間には会場設営準備時間は含まない。（開始時間にすぐに健診が始められる体制を取れるようにしておくこと。）
- ④ 上記巡回場所、日時、受付時間及び実施回数については、変更する場合がある。
- ⑤ 本市が指定した事業所（約1箇所）については、リフト付きレンタゲン車を用意すること。
- ⑥ 健診会場の設営及び受付については、健診機関において実施すること。
- ⑦ 詳細な日程については、本市と協議のうえ、別途本市から通知する。

深夜業務等従事職員健康診断検査項目

別表第2

健診項目			前期(1回目)		後期(2回目) 共通
			49歳以下	50歳以上	
			Aコース	Bコース	
1	問診	業務歴	●	●	●
		既往歴	●	●	●
		自覚症状	●	●	●
		他覚症状	●	●	●
		質問票	●	●	●
2	診察	内科診察	●	●	●
3	身体測定	身長	●	●	●
		体重	●	●	●
		BMI	●	●	●
		腹囲	●	●	●
4	視力測定	視力検査(裸眼・矯正)	●	●	●
		眼底検査	×	●	×
5	血圧	収縮・拡張期	●	●	●
6	尿検査	糖	●	●	●
		蛋白	●	●	●
		潜血	●	●	●
		ウロビリノーケン	●	●	●
7 (血液検査)	血液学検査	赤血球数	●	●	●
		白血球数	●	●	●
		血色素量(ヘモグロビン)	●	●	●
		ヘマトクリット値	●	●	●
		血小板数	×	●	×
		MCV	×	●	×
		MCH	×	●	×
		MCHC	×	●	×
	肝機能検査	CRP	×	●	×
		AST(GOT)	●	●	●
		ALT(GPT)	●	●	●
		γ-GTP	●	●	●
		ALP	●	●	●
		総ビリルビン	×	●	×
		アルブミン	×	●	×
		総蛋白	×	●	×

腎機能検査	尿素窒素	●	●	●
	クレアチニン、eGFR	●	●	●
血中脂質検査	中性脂肪(TG)	●	●	●
	HDL コレステロール	●	●	●
	LDL コレステロール	●	●	●
	総コレステロール	●	●	●
血糖検査	空腹時血糖	●	●	●
	HbA1c	●	●	●
尿酸代謝検査	尿酸(UA)	●	●	●
8	心電図検査	心電図(安静時)	●	●
9	胸部X線検査	胸部X線直接撮影	●	●
10	聴力検査	オージオメーター(1000、4000Hz)	●	●
11	充実項目	質問票／結果報告	●	●

【備考】

- ① 「前期」について、該当するコースの検査項目「●」を対象者全員に実施する。
- ② 「後期」について、前期健診を受診していない者のうち、前期期間において人間ドックにて胸部X線検査を受診したことが確認できなかった者については「前期」各コースの検査項目「●」を実施する。
- ③ 「11 充実項目」の標準的な質問項目については、別表第6参照
- ④ 「9 胸部X線検査」については、対象者であっても、本市が指定する者については、実施しない。
- ⑤ 本市の指定する年1回健診を受診する者については、「前期」各コースの検査項目「●」を実施する。
- ⑥ 「10 聴力検査」については、前期健診を受診した者については、後期健診においては「会話法」による検査を実施する。

別表第3

深夜業務等従事職員健康診断対象者データ

1 データ媒体

1 2センチCD-R

2 データシーケンス

氏名コードの昇順

3 データ形式

CSV

4 漢字コード

シフトJIS第2水準

5 レコード内容

(前期)

項目番	項目名	最大桁数	備考
1	所属コード	6バイト	
2	局・区略称	40バイト	
3	課略称	40 バイト	15文字
4	氏名コード	6 バイト	6桁未満ゼロフィル
5	氏名漢字	32 バイト	16文字
6	氏名カナ	20 バイト	半角20文字
7	性別	2 バイト	「男」、「女」
8	生年月日	10 バイト	YYYY/MM/DD
9	健診コース	2 バイト	「A」、「B」
10	深夜健診	10 バイト	1:該当
11	一般健診	10 バイト	1:該当
12	前期ドック、一般ドック	10 バイト	1:該当
13			
14	雇入時健診	10 バイト	1:該当
15	放射線健診	10 バイト	1:該当
16	有機健診	10 バイト	1:該当
17	石綿健診	10 バイト	1:該当
18	備考	20 バイト	必要事項記入

健診コース “A”：49歳以下コース “B”：50歳以上コース

深夜健診 “1”：深夜健診対象者

一般健診 “1”：年1回受診の一般健診対象者

前期ドック、一般ドック “1”：人間ドック受診のため、健診対象外

雇入時健診 “1”：雇入時健診受診のため、健診対象外

備考 : ・胸部X線撮影不要の場合は「X線不要」と記載

・石綿健診対象者のうち、CT検査が必要な場合は「CTあり」と記載

・その他必要事項を記載

(後期)

項目番	項目名	最大桁数	備考
1	所属コード	6 バイト	
2	局・区略称	40 バイト	
3	課略称	40 バイト	15 文字
4	氏名コード	6 バイト	6 桁未満ゼロフィル
5	氏名漢字	32 バイト	16 文字
6	氏名カナ	20 バイト	半角 20 文字
7	性別	2 バイト	「男」、「女」
8	生年月日	10 バイト	YYYY/MM/DD
9	健診コース	2 バイト	「A」、「B」
10	深夜健診	10 バイト	1 : 該当
10	全項目受診	10 バイト	1 : 該当
11	一般健診	10 バイト	1 : 該当
12	後期ドック	10 バイト	1 : 該当
13	放射線健診	10 バイト	1 : 該当
14	有機健診	10 バイト	1 : 該当
15	石綿健診	10 バイト	1 : 該当
16	備考	20 バイト	必要事項記入

深夜健診 “1”：深夜健診対象者

全項目受診 “1”：深夜健診対象者のうち前期未受診のため、全項目受診

一般健診 “1”：一般健診対象者のうち前期未受診のため、全項目受診

後期ドック “1”：人間ドック受診のため、健診対象外

備考 :

- 胸部X線撮影不要の場合は「X線不要」と記載
- 石綿健診対象者のうち、CT検査が必要な場合は「CTあり」と記載
- その他必要事項を記載

6 その他

電子データに瑕疵がある時には、直ちに修正し速やかに再提出すること。

別表第4

<ファイル仕様>	
メディア	1 2 センチ C D-R
データシーケンス	氏名コード順
データ形式	<p><CSV形式の可変長テキストファイル></p> <p>① レコード区切り…復帰改行 ② フィールド区切り…半角カンマ(“、”)</p> <p>文字属性の前後は「“」なし</p> <p>例) 01、101、垂井有得尾、アイエオ、ABCD 01、102、家着区、カキ、EFG</p>
コード体系	<p>ANK (半角英数字) … J I S コード 漢字 …シフトJ I S コード</p>
ファイル	<p>ファイル名…任意</p> <p>メディアにはファイル名と「作成日」「機関名称」「健診種別」を必ず明記</p> <p>ファイルには同一健診種別の結果のみで、1名複数レコードは不可</p>
その他	<p>※健診結果データは、レコードレイアウトのデータ型・バイト数・小数点以下桁数 ・単位・備考に記載している形式に準じて作成すること。</p> <p>フィールドの前後スペースは可。（前後スペースは切り取つて取込む）</p> <p>電子データに瑕疵がある場合には、直ちに修正し、速やかに再提出すること。</p>

○結果情報レコードレイアウト(深夜健診)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	団体コード	文字	2	-	-	「01」固定
2	キー2	文字	1	-	-	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	-	-	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	-	-	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	-	-	「0」固定
6	性別	コード	1	-	-	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
8	健診年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
9	健診機関名称	文字	80	-	-	
10	受診コース	コード	1			A:A健診(49歳以下) B:B健診(50歳以上)
11	身長	数字	5	1	cm	小数 (XXX. X cm)
12	体重	数字	5	1	kg	小数 (XXX. X kg)
13	腹囲	数字	5	1	cm	小数 (XXX. X cm)
14	標準体重	数字	5	1	kg	小数 (XXX. X kg)
15	肥満度	数字	4	1	%	小数 (XX. X %)
16	BMI	数字	4	1	kg/m2	小数 (XX. X kg/m2)
17	裸眼視力(右)	数字	5	3	-	小数 (X. XXX)
18	裸眼視力(左)	数字	5	3	-	小数 (X. XXX)
19	矯正視力(右)	数字	5	3	-	小数 (X. XXX)
20	矯正視力(左)	数字	5	3	-	小数 (X. XXX)
21	色覚判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『色覚判定』を参照
22	色覚所見1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『色覚所見1』を参照
23	色覚所見2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『色覚所見2』を参照
24	聴力1KHz(右)	コード	2	-	-	13:所見なし 14:所見あり
25	聴力1KHz(左)	コード	2	-	-	13:所見なし 14:所見あり
26	聴力4KHz(右)	コード	2	-	-	13:所見なし 14:所見あり
27	聴力4KHz(左)	コード	2	-	-	13:所見なし 14:所見あり
28	血圧1(最高)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
29	血圧1(最低)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
30	血圧2(最高)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
31	血圧2(最低)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
32	尿蛋白	コード	1	-	-	1:— 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
33	尿糖	コード	1	-	-	1:— 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
34	尿ウロビリノーケン	コード	1	-	-	1:— 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点 以下桁数	単位	備考
35	尿潜血	コード	1	-	-	1:- 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
36	食前・食後	コード	1	-	-	1:食前 2:食後
37	白血球数	数字	4	1	$\times 10^3 / \mu l$	小数 (XX. X $10^3 / \mu l$)
38	赤血球数	数字	4	-	$\times 10^4 / \mu l$	小数 (XXXX. XX $10^4 / \mu l$)
39	ヘモグロビン	数字	4	1	g/dl	小数 (XX. X g/dl)
40	ヘマトクリット	数字	4	1	%	小数 (XX. X %)
41	GOT	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
42	GPT	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
43	ALP	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
44	γ -GTP	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
45	総ビリルビン	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X mg/dl)
46	アルブミン	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X g/dl)
47	総蛋白	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X g/dl)
48	総コレステロール	数字	4	-	mg/dl	整数 (XXXX mg/dl)
49	中性脂肪	数字	4	-	mg/dl	整数 (XXXX mg/dl)
50	HDLコレステロール	数字	6	1	mg/dl	小数 (XXXX. X mg/dl)
51	LDLコレステロール	数字	6	1	mg/dl	小数 (XXXX. X mg/dl)
52	尿素窒素	数字	6	1	mg/dl	小数 (XXXX. X mg/dl)
53	クレアチニン	数字	5	2	mg/dl	小数 (XX. XX mg/dl)
54	尿酸	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X mg/dl)
55	血糖	数字	4	-	mg/dl	整数 (XXXX mg/dl)
56	ヘモグロビンA1c	数字	4	1	-	小数 (XX. X %), NGSP値
57	血小板	数字	5	1	$\times 10^4 / \mu l$	小数 (XXX. X $10^4 / \mu l$)
58	MCV	数字	5	1	fL	小数 (XXX. X fL)
59	MCH	数字	4	1	pg	小数 (XX. X pg)
60	MCHC	数字	4	1	%	小数 (XX. X %)
61	CRP(定量)	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X mg/dl)
62	胸部判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部判定』を参照
63	胸部X線No	数字	6	-	-	整数 (XXXXXX)
64	胸部X線撮影区分	コード	1	-	-	1:間接 2:直接
65	胸部X線所見1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部X線所見1』を参照
66	胸部X線所見2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部X線所見2』を参照
67	胸部X線所見3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部X線所見3』を参照
68	心電図判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図判定』を参照
69	心電図所見1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図所見1』を参照
70	心電図所見2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図所見2』を参照
71	心電図所見3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図所見3』を参照
72	眼底判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底判定』を参照
73	眼底所見1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見1』を参照
74	眼底所見2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見2』を参照
75	眼底所見3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見3』を参照
76	眼底所見4	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見4』を参照
77	眼底所見5	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見5』を参照
78	内科判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科判定』を参照

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
79	内科所見1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見1』を参照
80	内科所見2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見2』を参照
81	内科所見3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見3』を参照
82	内科所見4	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見4』を参照
83	内科所見5	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見5』を参照
84	身体判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『身体判定』を参照
85	血圧判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『血圧判定』を参照
86	尿判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『尿判定』を参照
87	貧血判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『貧血判定』を参照
88	肝機能判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『肝機能判定』を参照
89	脂質判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『脂質判定』を参照
90	腎機能判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『腎機能判定』を参照
91	尿酸判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『尿酸判定』を参照
92	糖代謝判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『糖代謝判定』を参照
93	白血球判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『白血球判定』を参照
94	総合判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『総合判定』を参照
95	特になし	コード	1	-	-	1:特になし 2:現在治療中 3:経過観察中 4:放置
96	高血圧	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
97	心筋梗塞	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
98	その他的心臓病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
99	腎臓病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
100	腎結石	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
101	腎のう胞症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
102	糖尿病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
103	高脂血症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
104	痛風・高尿酸血症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
105	貧血	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
106	胃・十二指腸潰瘍	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
107	肝臓病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
108	胆石症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
109	肺結核	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
110	他の呼吸器疾患	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
111	耳の病気	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
112	その他の疾患	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
113	特に症状なし	コード	1	-	-	1:特になし
114	胸がしめつけられる	コード	1	-	-	1:胸が苦しい
115	たんに血が混じる	コード	1	-	-	1:血たん有り
116	たばこ	コード	1	-	-	1:吸わない 2:過去に吸っていた 3:~20本 4:21~40本 5:41本~
117	アルコール1	コード	1	-	-	1:毎日 2:週に5~6日 3:週に3~4日 4:週に1~2日 5:月に1~3日 6:月に1日未満 7:やめた 8:飲まない(飲めない)
118	アルコール2	コード	1	-	-	1:1合未満 2:1~2合未満 3:2~3合未満 4:3~5合未満 5:5合以上
119	服薬1血圧	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
120	服薬2血糖	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
121	服薬3脂質	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
122	喫煙	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
123	階層区分	コード	1	-	-	1:情報提供レベル 2:動機付け支援レベル 3:積極的支援レベル 4:判定不能
124	脳卒中(脳出血・脳梗塞)	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
125	がん	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
126	eGFR	数字	6	-	ml/min/1.73m3	小数(XXXX.X ml/min/1.73m3)

別表第5 別紙

コード一覧

No	項目名称	コード	名称
10	受診コース	A	A健診(49歳以下)
		B	B健診(50歳以上)

No	項目名称	コード	名称
21	色覚判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
22	色覚所見1	1001	未受検
		1002	異常なし
		1003	老視
		1004	第1色覚異常第1度
		1005	第1色覚異常第2度
		1006	第1色覚異常第3度
		1007	第2色覚異常第1度
		1008	第2色覚異常第2度
		1009	第2色覚異常第3度
		1010	第3色覚異常
		1011	全色盲

No	項目名称	コード	名称
23	色覚所見2	1001	未受検
		1002	異常なし
		1003	老視
		1004	第1色覚異常第1度
		1005	第1色覚異常第2度
		1006	第1色覚異常第3度
		1007	第2色覚異常第1度
		1008	第2色覚異常第2度
		1009	第2色覚異常第3度
		1010	第3色覚異常
		1011	全色盲

No	項目名称	コード	名称
24	聴力1KHz(右)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
25	聴力1KHz(左)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
26	聴力4KHz(右)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
27	聴力4KHz(左)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
32	尿蛋白	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
33	尿糖	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
34	尿ウロピリノーケン	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
35	尿潜血	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
36	食前・食後	0	一
		1	食前
		2	食後

No	項目名称	コード	名称
62	胸部判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
64	胸部X線撮影区分	1	間接撮影
		2	直接撮影

No	項目名称	コード	名称
65	胸部X線所見1	2001	未受検
		2002	異常を認めない
		2003	読影不能
		2004	胸膜肥厚
		2005	術後肺
		2006	COPD
		2007	胸水
		2008	肺気腫
		2009	横隔膜拳上
		2010	要医療病変
		2011	肺病変の疑い
		2012	要観察病変
		2013	安定している病変
		2014	心臓血管陰影異常
		2015	その他の所見
		f	胸膜病変

No	項目名称	コード	名称
66	胸部X線所見2	2001	未受検
		2002	異常を認めない
		2003	読影不能
		2004	胸膜肥厚
		2005	術後肺
		2006	COPD
		2007	胸水
		2008	肺気腫
		2009	横隔膜拳上
		2010	要医療病変
		2011	肺病変の疑い
		2012	要観察病変
		2013	安定している病変
		2014	心臓血管陰影異常
		2015	その他の所見
		2016	胸膜病変

No	項目名称	コード	名称
67	胸部X線所見3	2001	未受検
		2002	異常を認めない
		2003	読影不能
		2004	胸膜肥厚
		2005	術後肺
		2006	COPD
		2007	胸水
		2008	肺気腫
		2009	横隔膜拳上
		2010	要医療病変
		2011	肺病変の疑い
		2012	要観察病変
		2013	安定している病変
		2014	心臓血管陰影異常
		2015	その他の所見
		2016	胸膜病変

No	項目名称	コード	名称
68	心電図判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
69	心電図所見1	3001	未受検
		3002	異常を認めない
		3003	安静時に比べ変化なし
		3004	徐脈
		3005	頻脈
		3006	洞性徐脈
		3007	洞性頻脈
		3008	右房負荷
		3009	左房負荷
		3010	右軸偏位
		3011	左軸偏位
		3012	低電位差
		3013	不定軸
		3014	移動調律
		3015	移動調律の疑い
		3016	右胸心
		3017	完全房室ブロック疑い
		3018	左房負荷の疑い
		3019	上室性異所性調律
		3020	上室性期外収縮
		3021	上室性期外収縮の疑い
		3022	上室性頻拍
		3023	心室固有調律
		3024	心室性期外収縮
		3025	心室性期外収縮の疑い
		3026	心室性頻拍
		3027	心房細動
		3028	心房粗・細動
		3029	心房粗動
		3030	完全房室ブロック
		3031	不完全右脚ブロック
		3032	完全右脚ブロック
		3033	完全左脚ブロック
		3034	第Ⅰ度房室ブロック
		3035	第Ⅱ度房室ブロック
		3036	第Ⅱ度房室ブロック疑い
		3037	洞機能不全症候群
		3038	洞性不整脈
		3039	洞性不整脈の疑い
		3040	洞停止
		3041	洞停止の疑い
		3042	洞房ブロック
		3043	洞房ブロックの疑い
		3044	補充収縮
		3045	房室解離
		3046	房室接合部調律
		3047	心室内伝道遅延
		3048	QT延長
		3049	PQ短縮
		3050	WPW症候群
		3051	WPW症候群の疑い

No	項目名称	コード	名称
69	心電図所見1	3052	左室肥大
		3053	左室肥大の疑い
		3054	右室肥大
		3055	右室肥大の疑い
		3056	ST結合部低下
		3057	ST低下
		3058	T平低
		3059	陰性T
		3060	ST上昇
		3061	T波增高
		3062	心筋障害(Q型)
		3063	心筋障害(QS型)
		3064	肥大型心筋症の疑い
		3065	陳旧性心筋梗塞
		3066	陳旧性心筋梗塞の疑い
		3067	心筋虚血
		3068	心筋虚血の疑い
		3069	心筋虚血の傾向
		3070	ブルガーダ症候群の疑い
		3071	ペースメーカーリズム
		3072	ペースメーカー作動不良の疑い
		3073	その他の不整脈
		3074	その他

No	項目名称	コード	名称
70	心電図所見2	3001	未受検
		3002	異常を認めない
		3003	安静時に比べ変化なし
		3004	徐脈
		3005	頻脈
		3006	洞性徐脈
		3007	洞性頻脈
		3008	右房負荷
		3009	左房負荷
		3010	右軸偏位
		3011	左軸偏位
		3012	低電位差
		3013	不定軸
		3014	移動調律
		3015	移動調律の疑い
		3016	右胸心
		3017	完全房室ブロック疑い
		3018	左房負荷の疑い
		3019	上室性異所性調律
		3020	上室性期外収縮
		3021	上室性期外収縮の疑い
		3022	上室性頻拍
		3023	心室固有調律
		3024	心室性期外収縮
		3025	心室性期外収縮の疑い
		3026	心室性頻拍
		3027	心房細動
		3028	心房粗・細動
		3029	心房粗動
		3030	完全房室ブロック
		3031	不完全右脚ブロック
		3032	完全右脚ブロック
		3033	完全左脚ブロック
		3034	第Ⅰ度房室ブロック
		3035	第Ⅱ度房室ブロック
		3036	第Ⅱ度房室ブロック疑い
		3037	洞機能不全症候群
		3038	洞性不整脈
		3039	洞性不整脈の疑い
		3040	洞停止
		3041	洞停止の疑い
		3042	洞房ブロック
		3043	洞房ブロックの疑い
		3044	補充収縮
		3045	房室解離
		3046	房室接合部調律
		3047	心室内伝道遅延
		3048	QT延長
		3049	PQ短縮
		3050	WPW症候群
		3051	WPW症候群の疑い

No	項目名称	コード	名称
70	心電図所見2	3052	左室肥大
		3053	左室肥大の疑い
		3054	右室肥大
		3055	右室肥大の疑い
		3056	ST結合部低下
		3057	ST低下
		3058	T平低
		3059	陰性T
		3060	ST上昇
		3061	T波增高
		3062	心筋障害(Q型)
		3063	心筋障害(QS型)
		3064	肥大型心筋症の疑い
		3065	陳旧性心筋梗塞
		3066	陳旧性心筋梗塞の疑い
		3067	心筋虚血
		3068	心筋虚血の疑い
		3069	心筋虚血の傾向
		3070	ブルガーダ症候群の疑い
		3071	ペースメーカーリズム
		3072	ペースメーカー作動不良の疑い
		3073	その他の不整脈
		3074	その他

No	項目名称	コード	名称
71	心電図所見3	3001	未受検
		3002	異常を認めない
		3003	安静時に比べ変化なし
		3004	徐脈
		3005	頻脈
		3006	洞性徐脈
		3007	洞性頻脈
		3008	右房負荷
		3009	左房負荷
		3010	右軸偏位
		3011	左軸偏位
		3012	低電位差
		3013	不定軸
		3014	移動調律
		3015	移動調律の疑い
		3016	右胸心
		3017	完全房室ブロック疑い
		3018	左房負荷の疑い
		3019	上室性異所性調律
		3020	上室性期外収縮
		3021	上室性期外収縮の疑い
		3022	上室性頻拍
		3023	心室固有調律
		3024	心室性期外収縮
		3025	心室性期外収縮の疑い
		3026	心室性頻拍
		3027	心房細動
		3028	心房粗・細動
		3029	心房粗動
		3030	完全房室ブロック
		3031	不完全右脚ブロック
		3032	完全右脚ブロック
		3033	完全左脚ブロック
		3034	第Ⅰ度房室ブロック
		3035	第Ⅱ度房室ブロック
		3036	第Ⅱ度房室ブロック疑い
		3037	洞機能不全症候群
		3038	洞性不整脈
		3039	洞性不整脈の疑い
		3040	洞停止
		3041	洞停止の疑い
		3042	洞房ブロック
		3043	洞房ブロックの疑い
		3044	補充収縮
		3045	房室解離
		3046	房室接合部調律
		3047	心室内伝道遅延
		3048	QT延長
		3049	PQ短縮
		3050	WPW症候群
		3051	WPW症候群の疑い

No	項目名称	コード	名称
71	心電図所見3	3052	左室肥大
		3053	左室肥大の疑い
		3054	右室肥大
		3055	右室肥大の疑い
		3056	ST結合部低下
		3057	ST低下
		3058	T平低
		3059	陰性T
		3060	ST上昇
		3061	T波增高
		3062	心筋障害(Q型)
		3063	心筋障害(QS型)
		3064	肥大型心筋症の疑い
		3065	陳旧性心筋梗塞
		3066	陳旧性心筋梗塞の疑い
		3067	心筋虚血
		3068	心筋虚血の疑い
		3069	心筋虚血の傾向
		3070	ブルガーダ症候群の疑い
		3071	ペースメーカーリズム
		3072	ペースメーカー作動不良の疑い
		3073	その他の不整脈
		3074	その他

No	項目名称	コード	名称
72	眼底判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
73	眼底所見1	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	抽出不能
		1220	抽出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
73	眼底所見1	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
74	眼底所見2	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	抽出不能
		1220	抽出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
74	眼底所見2	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
75	眼底所見3	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	抽出不能
		1220	抽出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
75	眼底所見3	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
76	眼底所見4	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	抽出不能
		1220	抽出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
76	眼底所見4	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
77	眼底所見5	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	抽出不能
		1220	抽出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
77	眼底所見5	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
78	内科判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
79	内科所見1	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘤
		4015	腹部腫瘤の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	ロート胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘤
		4041	頸部腫瘤の疑い
		4042	頸動脈血管雜音

No	項目名称	コード	名称
79	内科所見1	4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)
		4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛声音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見

No	項目名称	コード	名称
80	内科所見2	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘤
		4015	腹部腫瘤の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	口一ト胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘤
		4041	頸部腫瘤の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
80	内科所見2	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛声音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見

No	項目名称	コード	名称
81	内科所見3	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘤
		4015	腹部腫瘤の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	口一ト胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘤
		4041	頸部腫瘤の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
81	内科所見3	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛声音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見

No	項目名称	コード	名称
82	内科所見4	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘤
		4015	腹部腫瘤の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	口一ト胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘤
		4041	頸部腫瘤の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
82	内科所見4	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛声音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見

No	項目名称	コード	名称
83	内科所見5	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘤
		4015	腹部腫瘤の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	口一ト胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘤
		4041	頸部腫瘤の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
83	内科所見5	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛聲音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見

No	項目名称	コード	名称
84	身体判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
85	血圧判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
86	尿判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
87	貧血判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
88	肝機能判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
89	脂質判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
90	腎機能判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
91	尿酸判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
92	糖代謝判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
93	白血球判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
94	総合判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査

No	項目名称	コード	名称
95	特になし(現在の病気)	1	病気:特になし

No	項目名称	コード	名称
96	高血圧(現在の病気)	1	高血圧:現在治療中
		2	高血圧:経過観察中
		3	高血圧:治癒
		4	高血圧:放置

No	項目名称	コード	名称
97	心筋梗塞(現在の病気)	1	心筋梗塞:現在治療中
		2	心筋梗塞:経過観察中
		3	心筋梗塞:治癒
		4	心筋梗塞:放置

No	項目名称	コード	名称
98	その他の心臓病(現在の病気)	1	他の心臓病:現在治療中
		2	他の心臓病:経過観察中
		3	他の心臓病:治癒
		4	他の心臓病:放置

No	項目名称	コード	名称
99	腎臓病(現在の病気)	1	腎臓病:現在治療中
		2	腎臓病:経過観察中
		3	腎臓病:治癒
		4	腎臓病:放置

No	項目名称	コード	名称
100	腎結石(現在の病気)	1	腎結石:現在治療中
		2	腎結石:経過観察中
		3	腎結石:治癒
		4	腎結石:放置

No	項目名称	コード	名称
101	腎のう胞症(現在の病気)	1	腎のう胞症:現在治療中
		2	腎のう胞症:経過観察中
		3	腎のう胞症:治癒
		4	腎のう胞症:放置

No	項目名称	コード	名称
102	糖尿病(現在の病気)	1	糖尿病:現在治療中
		2	糖尿病:経過観察中
		3	糖尿病:治癒
		4	糖尿病:放置

No	項目名称	コード	名称
103	高脂血症(現在の病気)	1	高脂血症:現在治療中
		2	高脂血症:経過観察中
		3	高脂血症:治癒
		4	高脂血症:放置

No	項目名称	コード	名称
104	痛風・高尿酸血症(現在の病気)	1	通風:現在治療中
		2	通風:経過観察中
		3	通風:治癒
		4	通風:放置

No	項目名称	コード	名称
105	貧血(現在の病気)	1	貧血:現在治療中
		2	貧血:経過観察中
		3	貧血:治癒
		4	貧血:放置

No	項目名称	コード	名称
106	胃・十二指腸潰瘍(現在の病気)	1	胃・腸潰瘍:現在治療中
		2	胃・腸潰瘍:経過観察中
		3	胃・腸潰瘍:治癒
		4	胃・腸潰瘍:放置

No	項目名称	コード	名称
107	肝臓病(現在の病気)	1	肝臓病:現在治療中
		2	肝臓病:経過観察中
		3	肝臓病:治癒
		4	肝臓病:放置

No	項目名称	コード	名称
108	胆石症(現在の病気)	1	胆石症:現在治療中
		2	胆石症:経過観察中
		3	胆石症:治癒
		4	胆石症:放置

No	項目名称	コード	名称
109	肺結核(現在の病気)	1	肺結核:現在治療中
		2	肺結核:経過観察中
		3	肺結核:治癒
		4	肺結核:放置

No	項目名称	コード	名称
110	他の呼吸器疾患(現在の病気)	1	呼吸器疾患:現在治療中
		2	呼吸器疾患:経過観察中
		3	呼吸器疾患:治癒
		4	呼吸器疾患:放置

No	項目名称	コード	名称
111	耳の病気(現在の病気)	1	耳の病気:現在治療中
		2	耳の病気:経過観察中
		3	耳の病気:治癒
		4	耳の病気:放置

No	項目名称	コード	名称
112	その他の疾患(現在の病気)	1	その他疾患:現在治療中
		2	その他疾患:経過観察中
		3	その他疾患:治癒
		4	その他疾患:放置

No	項目名称	コード	名称
113	特に症状なし (最近2年間の自覚症状)	1	自覚症状:特になし

No	項目名称	コード	名称
114	胸がしつけられる (最近2年間の自覚症状)	1	自覚症状:胸が苦しい

No	項目名称	コード	名称
115	たんに血が混じる (最近2年間の自覚症状)	1	自覚症状:血たん有り

No	項目名称	コード	名称
116	たばこ(生活習慣)	1	たばこ:吸わない
		2	過去に吸っていた
		3	たばこ:1日20本以下
		4	たばこ:1日21~40本
		5	たばこ:1日41本以上

No	項目名称	コード	名称
117	アルコール1(生活習慣)	1	毎日
		2	週に5日~6日
		3	週に3日~4日
		4	週に1日~2日
		5	月に1日~3日
		6	月に1日未満
		7	やめた
		8	飲まない(飲めない)

No	項目名称	コード	名称
118	アルコール2(生活習慣)	1	アルコール:1合未満
		2	アルコール:1合以上2合未満
		3	アルコール:2合以上3合未満
		4	アルコール:3合以上5合未満
		5	アルコール5合以上

No	項目名称	コード	名称
119	服薬1血圧(問診)	1	服薬・血圧:はい
		2	服薬・血圧:いいえ

No	項目名称	コード	名称
120	服薬2血糖(問診)	1	服薬・血糖:はい
		2	服薬・血糖:いいえ

No	項目名称	コード	名称
121	服薬3脂質(問診)	1	服薬・脂質:はい
		2	服薬・血糖:いいえ

No	項目名称	コード	名称
122	喫煙(問診)	1	喫煙:はい
		2	喫煙:いいえ

No	項目名称	コード	名称
123	階層区分	1	情報提供レベル
		2	動機付け支援レベル
		3	積極的支援レベル
		4	判定不能

No	項目名称	コード	名称
124	脳卒中(脳出血・脳梗塞)(現在の病気)	1	脳卒中(脳出血・脳梗塞):現在治療中
		2	脳卒中(脳出血・脳梗塞):経過観察中
		3	脳卒中(脳出血・脳梗塞):治癒
		4	脳卒中(脳出血・脳梗塞):放置

No	項目名称	コード	名称
125	がん(現在の病気)	1	がん:現在治療中
		2	がん:経過観察中
		3	がん:治癒
		4	がん:放置

標準的な質問票

別表第6

質問項目		選択肢
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無(※)	
1	a. 血圧を下げる薬	① はい ② いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	① はい ② いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	① はい ② いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	① はい ② いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	① はい ② いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	① はい ② いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1か月間吸っている 条件2：生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	① はい (条件1と条件2を両方満たす) ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない (条件2のみ満たす) ③ いいえ (①②以外)
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	① はい ② いいえ
10	1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	① はい ② いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	① はい ② いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	① はい ② いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	① 速い ② ふつう ③ 遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)をどの位の頻度で飲みますか。	① 毎日 ② 週に5~6日 ③ 週に3~4日 ④ 週に1~2日 ⑤ 月に1~3日 ⑥ 月に1日未満 ⑦ やめた ⑧ 飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量はどの位ですか。 日本酒1合(180mL)の目安： ビール(500mL)、焼酎25度(110mL)、 ウィスキーダブル1杯(60mL)、ワイン2杯(240mL)	① 1合未満 ② 1~2合未満 ③ 2~3合未満 ④ 3~5合未満 ⑤ 5合以上
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	① はい ② いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思っていますか。	① 改善するつもりはない ② 改善するつもりである(概ね6か月以内) ③ 近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しづつ始めている

		<p>④ すでに改善に取り組んでいる(6ヶ月未満)</p> <p>⑤ すでに改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)</p>
--	--	---

※ 医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す

令和〇年〇月〇〇日

健 康 診 斷 受 診 者 一 覧

帳票作成年月日

○○局○○部○○課 所屬長 様

健 診 機 関 名

事業所ごとに打ち出し

自 令和〇年〇月〇〇日

至 令和〇年〇月〇〇日 に実施しました健康診断の受診者等について、下記のとおり御報告いたします。

「精密検査対象者」及び「脳心疾患対象者」欄に「○」が付いている職員は、精密検査の対象者ですので、検査を受診するように、御指導ください。

詳しくは、通知文及び別紙「要精密検査者名簿」及び「専門医療機関受診勧奨対象者一覧」をご確認ください。また、下記「受診コース」欄に「特殊健診」と表記している職員は、特殊健診のみ受診した職員となります。

要精密検査者名簿

○○局○○部○○課 所属長様

健診期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

掲載されている職員は、受診者一覧の「精密検査対象者」及び「脳心疾患対象者」のうち、健診機関での受診対象者ですので、受診するよう御指導ください。

この受診に係る服務の取扱いは、職務免除(非常勤嘱託員については報酬減額の対象外)となります。

また、必要となる検査費用については、基本的に公費となります。精密検査と同時に実施される検査等の実施や、更なる再検査・治療等に係る費用については、本人負担となります。

専門医療機関受診勧奨対象者一覧

○○局○○部○○課 所属長様

健診期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

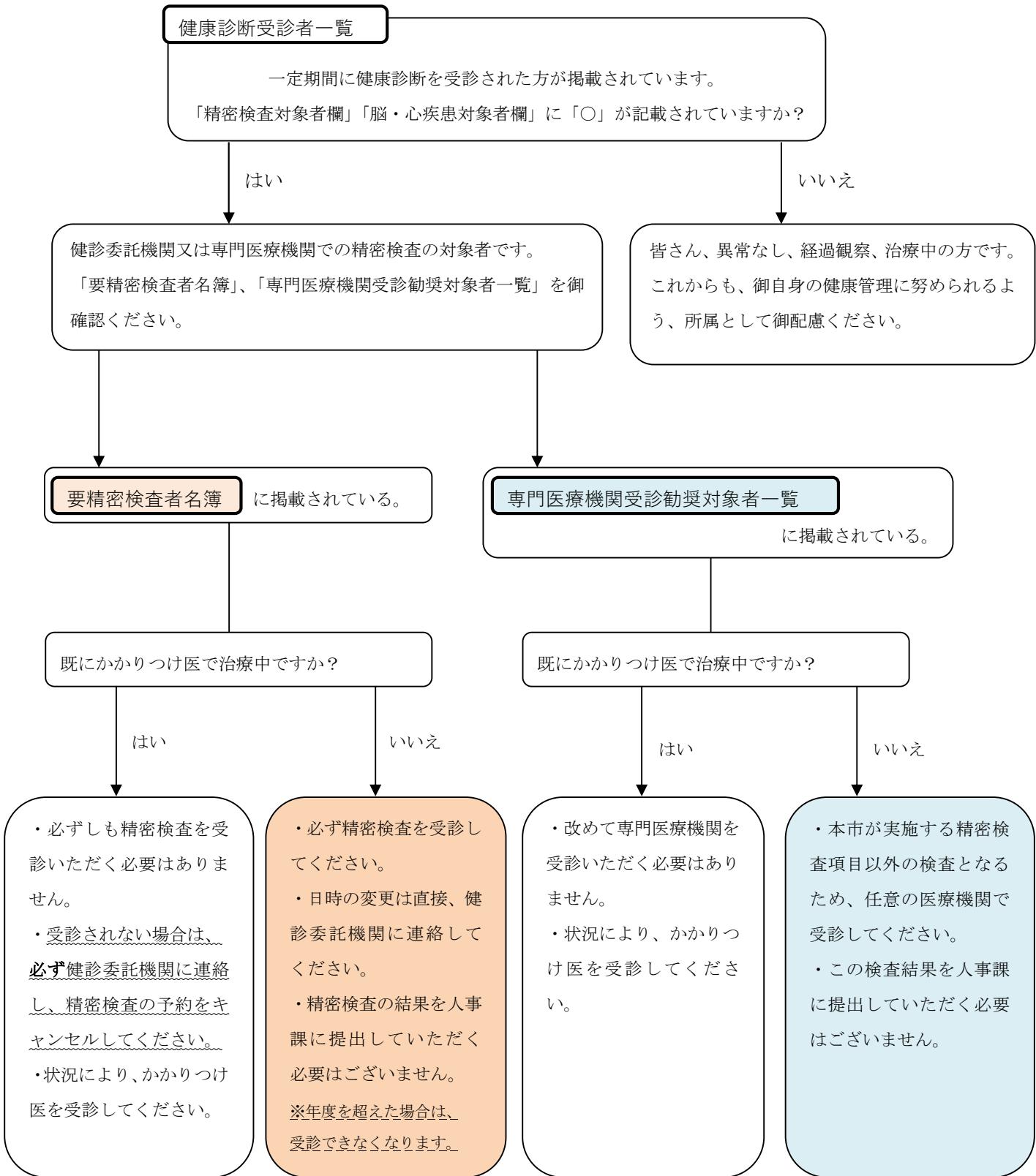
掲載されている職員は、受診者一覧の「精密検査対象者」のうち、本市が実施する精密検査項目以外の検査対象者となるため、任意の医療機関を受診するよう御指導ください。

この受診に係る服務の取扱いは、職務免除(非常勤嘱託員については報酬減額の対象外)となりませんので、ご注意ください。

また、必要となる検査費用については、全て本人負担となります。

別紙1「健康診断受診者一覧」で、精密検査対象者欄に「○」がある職員のうち、健診機関において精密検査が受けられない職員を記載。対象となる健診項目については、4「精密検査 別表」を参照。

定期健康診断 精密検査フローチャート



<参考>職務免除及び費用の取扱いについて

精密検査・・・職務免除（非常勤嘱託員は報酬減額の対象外）となり、健診委託機関で受診

※ 検査内容によって自己負担が発生する可能性あり。

また、この精密検査の結果、必要となる再検査、治療等に係る費用は、すべて本人負担となります。

専門医療機関受診・・・職務免除（非常勤嘱託員は報酬減額の対象外）とはならず、費用は自己負担で、任意の医療機関へ受診

精密検査について

(別紙5)

1 対象者

健康診断の結果から精密検査が必要と判断された職員

※ 「健康診断結果のお知らせ」の「総合判定・コメント」に「精密検査を要します。」と記載されています。

<精密検査には、以下の2種類があります。>

【個人宛て封筒の封入物について】

○【要精密検査者名簿に掲載のもの】

- ⇒ ・精密検査日時等が記載された「精密検査実施のご案内」
- ・精密検査の実施について記載された「精密検査について」
- ・精密検査種類一覧
- ・健康診断結果のお知らせ

○【専門医療機関受診勧奨対象者一覧に掲載のもの】

- ⇒ ・精密検査の実施について記載された「精密検査について」
- ・精密検査種類一覧
- ・健康診断結果のお知らせ

※ どちらの精密検査も、その結果を人事課に提出していただく必要はございません。

2 本市が実施する精密検査

(1) 実施内容

定期健康診断の結果から、健診機関が必要と判断した検査について実施します。

(2) 実施場所

健診機関

住 所

電 話 (精密検査のキャンセル、日程変更、問い合わせ等)

(3) 実施時間

「精密検査実施のご案内」に記載のとおり

(4) 服務の取扱い及び受診費用について

職務免除（非常勤嘱託員は報酬減額の対象外）で、基本的に公費負担（精密検査と同時に行われる治療とみなされる検査等、検査項目によっては本人負担。）となります。

ただし、2(2)の健診機関以外で受診する場合は、職務免除（非常勤嘱託員は報酬減額の対象外）には該当せず、必要となる検査費用は、すべて本人負担となります。

なお、本市が実施する精密検査の結果、必要となる再検査、治療等に係る費用は、すべて本人負担となります。

(5) 精密検査の結果通知

直接、本人の自宅に郵送されます。

(6) 注意事項

ア 現在治療のため医療機関にかかっている方は、精密検査の対象にはなりません。

2(2)の健診機関に精密検査のキャンセル連絡を必ずするとともに、かかっている医療機関に健康診断の結果を見せて、その指示に従ってください。

イ 指定された検査日時でどうしても受診できない場合は、2(2)の健診機関に直接連絡し、新たに日時を設定し直してください。

ウ 精密検査と同時に、本人負担となる治療や検査についても実施する場合がありますので、必ず資格確認ができる書類（マイナ保険証、資格確認書等）を持参してください。

※ 検査項目の詳細について知りたい場合は、2(2)の健診機関にお問い合わせください。

3 専門医療機関受診

本市が実施する精密検査項目以外の検査となるため、任意の医療機関で受診してください。

この受診は、職務免除（非常勤嘱託員は報酬減額の対象外）とはならず、費用も、全額自己負担となります。

精密検査の種類	健康診断項目名	精密検査 セット名称	検査費用負担者		
			精密検査 【本市】	精密検査 【本人】	専門医 【本人】
高血圧	血圧	高血圧	○		
心疾患	心電図(安静時)	心疾患	○		
糖尿病	空腹時血糖	糖尿病	○		
	HbA1c		○		
	糖		○		
貧血検査	ヘマトクリット値	ヘマトクリット値、ヘモグロビン	○		
	血色素量(ヘモグロビン)		○		
	赤血球数	赤血球	○		
	白血球数	白血球	○		
	血小板数	貧血検査等	○		
	MCV		○		
	MCH		○		
	MCHC		○		
血清検査	CRP	血清検査	○		
腎・尿路系	潜血	尿潜血	○		
	蛋白	尿蛋白	○		
	尿素窒素(BUN)	B U N、 C R E	○		
	クレアチニン・eGFR		○		
肝疾患	AST(GOT)	肝疾患	○		
	ALT(GPT)		○		
	γ-GTP		○		
	ALP		○		
	総ビリルビン		○		
	アルブミン		○		
	総蛋白(TP)		○		
	ウロビリノーゲン		○		
脂質	中性脂肪(TG)	脂質	○		
	HDLコレステロール		○		
	LDLコレステロール		○		
	総コレステロール		○		
尿酸	尿酸(UA)	尿酸	○		
脳・心臓疾患	肥満、血圧、血糖、 血中脂質全て	脳・心臓疾患	○		
喀痰	問診(喀痰のみ)			○	○
(健診機関指定)	内科診察			○	○
(専門医療機関受診勧奨)	胸部X線(直接)				○
(専門医療機関受診勧奨)	眼底検査				○

尿再検査	尿検査	尿再検査	○	※	
------	-----	------	---	---	--

①「検査費用負担者」について、「精密検査【本市】」に「○」があるものについて本市が支払う。「精密検査【本人】」もしくは「専門医【本人】」に「○」があるものは、専門医療機関受診勧奨を行い、受診者本人が費用を負担する。

※ 「尿再検査」については、結果によっては自己負担が発生する場合がある。

2 特殊健康診断（電離放射線、有機溶剤及び特定化学物質健康診断）

1 予定数量

(1) 電離放射線健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
電離放射線健康診断基本項目	19	17	36
貧血検査	5	6	11

【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数はそれぞれ約 20 名。
- ② 「電離放射線健康診断基本項目」とは、別表第 1 の電離放射線健康診断検査項目 (1)～(7)を指す。
- ③ 受診者数について請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ④ 上記数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(2) 有機溶剤健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
有機溶剤健康診断基本項目	56	56	110
尿代謝物検査	55	55	110
貧血検査	1	1	2
肝機能検査	3	2	5
判断料	3	2	5
採血料	3	2	5

【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数はそれぞれ約 60 名。
- 「有機溶剤健康診断基本項目」とは、別表第 1 の有機溶剤健康診断検査項目の(1)～(4)を指す。
- ② 「判断料」及び「採血料」については、「貧血検査」又は「肝機能検査」を行った場合に伴って発生する。
- ③ 受診者数について請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ④ 上記数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(3) 特定化学物質健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
特定化学物質健康診断基本項目	1	1	2

【注意事項】

- ① 特定化学物質健康診断のうち、石綿健康診断については、「3 石綿健康診断」のとおり

- ② 「特定化学物質健康診断基本項目」とは、別表第1の特定化学物質健康診断検査項目の(1)～(3)を指す。
- ③ 受診者数を請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ④ 上記数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

2 実施内容

(1) 健康診断実施日程

前期：令和8年6月中旬～同年7月下旬

後期：令和8年11月中旬～同年12月中旬

なお、特殊健康診断は深夜業務等従事職員健康診断の実施の際に併せて実施する。(日程や巡回箇所等については深夜業務等従事職員健康診断と同様)

(2) 検査項目

別表第1「特殊健康診断 検査項目」のとおり

(3) 健診対象者

それぞれの特殊健康診断の対象者は次のとおりである。なお、対象者の所属、氏名、生年月日等必要な情報については、本市から健診機関に情報提供する。

ア 電離放射線健康診断

本市職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務に常時従事する職員

イ 有機溶剤健康診断

本市職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤を常時取り扱う職員

ウ 特定化学物質健康診断

本市職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を常時取り扱う職員

※ 対象者の所属、氏名等については、「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第3のとおり、本市から健診機関に情報提供する。

(4) 健診実施及び結果通知

健診実施及び結果通知文等の納品時期については、深夜業務等従事職員健康診断と同様とする。

(5) 健診結果

ア 健診結果の判定基準

判定基準については、原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、健康管理医の指示等により、別途本市で指定した場合は、本市と協議のうえ、その指示に従うこと。

また、事前に健診機関で定めている基準については、本市に提示すること。

イ 健診結果の報告

深夜業務等従事職員健康診断の健診結果送付と同時とすること。

(ア) 個人宛て結果報告

個人ごとに、次に記載した結果報告を作成し、所属、氏名コード及び氏名欄の見える窓開

き封筒に封入し、当該職員が受診した日から3週間から遅くとも4週間後までには本市に納品すること。ただし、直接送付を指示する場合もある。

所属、氏名コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査数値（検査結果）、基準値、結果判定

(1) 所属長宛て健診結果報告

個人宛て結果報告と併せて、以下の集計結果報告書類を所属ごとに作成のうえ封入、封緘し、宛名を「(所属名) 所属長 親展」とし、(ア)の期日までに本市に納品すること。

【所属長宛て健診結果報告書類】

- a 所属長宛て通知文（本市が指定する文書。深夜業務等従事職員健康診断結果通知文と同じ。）
- b 特殊健康診断結果報告書（所属ごとに必要な措置・診断結果を記載したもの）
- c その他深夜業務等従事職員健康診断結果報告書類のうち、特殊健診について報告が必要なもの

(ウ) 局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て健診結果報告（集計結果と併せて送付）

集計結果報告時に集計結果書類と併せて送付する。詳細は、下記ウ(イ)の「局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て集計結果報告」を参照。

ウ 集計結果の報告

(イ) 所属長宛て集計結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、以下の集計結果報告書類を所属ごとに作成のうえ封入、封緘し、宛名を「(所属名) 所属長 親展」とし、本市に納品すること。

【所属長宛て集計結果報告書類】

- a 所属長宛て通知文（本市が指定する文書。深夜業務等従事職員健康診断集計結果通知文と同じ。）
- b 電離放射線健康診断にあっては、電離放射線障害防止規則第58条に規定する電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c 有機溶剤健康診断にあっては、有機溶剤中毒予防規則第30条の3に規定する有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）に定める項目を盛り込んだ書類
- d 特定化学物質健康診断にあっては、特定化学物質障害予防規則第41条に規定する特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
- e b～dに記載する各健康診断結果報告書の白紙様式（OCR票）

(ウ) 局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て集計結果報告（結果報告と併せて送付）

前期及び後期の健康診断終了後、以下の集計結果報告書類を局区等庶務担当ごとに作成のうえ封入、封緘し、宛名を「(局区等名) 庶務担当課長 親展」とし、本市に納品すること。送付先局区等名については、別途本市から指示する。

【局区等庶務担当課長宛て集計結果報告書類】

- a 局区等庶務担当課長宛て通知文（本市が指定する文書。深夜業務等従事職員健康診断集計結果通知文と同じ。）
- b 特殊健康診断結果報告書（所属ごとに必要な措置・診断結果を記載したもの）
- c その他深夜業務等従事職員健康診断結果報告書類のうち、特殊健診について報告が必要なもの
- d (ア)b～dの書類
- e (ア)bに記載する健康診断結果報告書の白紙様式（OCR票）（保健福祉局庶務担当課長宛てのみ）

(イ) 本市宛て結果報告（紙媒体）

前期及び後期の健康診断終了後、以下の結果報告書類を作成し、本市に納品すること。

【本市宛て結果報告書類】

- a 特殊健康診断結果報告書（所属ごとにまとめた必要な措置・診断結果を記載したもの）
- b 電離放射線健康診断に係る結果報告書及び個人票
 - (a) 電離放射線障害防止規則第58条に規定する電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
 - (b) 電離放射線障害防止規則第57条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第1号の2）に定める項目を盛り込んだ書類
- c 有機溶剤健康診断にかかる結果報告書及び個人票
 - (a) 有機溶剤中毒予防規則第30条の3に規定する有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）に定める項目を盛り込んだ書類
 - (b) 有機溶剤中毒予防規則第30条に規定する有機溶剤等健康診断個人票（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
- d 特定化学物質健康診断にかかる結果報告書及び個人票
 - (a) 特定化学物質障害予防規則第41条に規定する特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
 - (b) 特定化学物質障害予防規則第40条に規定する特定化学物質健康診断個人票（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類

(エ) 本市宛て結果報告（電子データ）

前期及び後期の健康診断終了後、受診者の健診結果について、仕様（「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4）のとおり電子データを作成し、本市に納品すること。また、「結果情報レコードレイアウト」は別表第2のとおりとする。記載されていない判定コードについては別途通知する。

(5) 委託料

前期及び後期について、本市が結果報告の内容を検査し、委託託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(6) その他

- ア 京都市営地下鉄の各駅から半径2km圏内かつ京都市バス（受託エリアの民間バス含む）のバス停から徒歩5分圏内に、特殊健康診断ができる施設のある健診機関であること。
- イ その他不明な点等については、本市の指示に従うこと。

別表第1

特殊健康診断 検査項目

検査項目	前 期	後 期	
電離放射線健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)皮膚の検査 (5)眼の検査 (6)白血球数、白血球 数百分率の検査 (7)貧血検査	(1)～(7)の検査を実施する。 ※ 前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。	(1)～(7)の検査を実施する。 ※ 後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。
有機溶剤健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)尿代謝物検査 (5)貧血検査 (6)肝機能検査	(1)～(3)の検査を実施する。必要に応じて(4)～(6)の検査を実施する。 ※ 前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。 ※ 有機溶剤健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること。	(1)～(3)の検査を実施する。必要に応じて(4)～(6)の検査を実施する。 ※ 後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。 ※ 有機溶剤健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること。
特定化学物質健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)特定化学物質毎の 検査項目	特定化学物質健康診断については、取り扱う物質等により必要とされる検査項目が異なる。 ※ 本市にて取り扱う物質及び検査項目は別途本市から指示する ※ 前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。	特定化学物質健康診断については、取り扱う物質等により必要とされる検査項目が異なる。 ※ 本市にて取り扱う物質及び検査項目は別途本市から指示する ※ 後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。

別表第2

○結果情報レコードレイアウト(電離放射線健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	団体コード	文字	2	–	–	「01」固定
2	キー2	文字	1	–	–	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	–	–	6桁未満ゼロフィル
4	統柄	文字	2	–	–	「00」固定
5	統柄枝	文字	1	–	–	「0」固定
6	性別	コード	1	–	–	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	–	–	
9	健診年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
10	放射線判定	コード	1	–	–	1:特に処置を要しない 2:処置を要する

○結果情報レコードレイアウト(有機溶剤健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	団体コード	文字	2	–	–	「01」固定
2	キー2	文字	1	–	–	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	–	–	6桁未満ゼロフィル
4	統柄	文字	2	–	–	「00」固定
5	統柄枝	文字	1	–	–	「0」固定
6	性別	コード	1	–	–	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	–	–	
9	健診年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
10	有機判定	コード	1	–	–	1:特に処置を要しない 2:処置を要する

○結果情報レコードレイアウト(特定化学物質健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	団体コード	文字	2	–	–	「01」固定
2	キー2	文字	1	–	–	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	–	–	6桁未満ゼロフィル
4	統柄	文字	2	–	–	「00」固定
5	統柄枝	文字	1	–	–	「0」固定
6	性別	コード	1	–	–	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	–	–	
9	健診年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
10	特化物判定	コード	1	–	–	1:特に処置を要しない 2:処置を要する

3 石綿健康診断

1 予定数量

項目	前期件数	後期件数	合計
石綿健康診断基本項目	160	160	320
胸部エックス線直接撮影	60	150	210
CT検査	15	10	25
喀痰細胞診	5	0	5
石綿健診に係る健康管理医業務	2(本庁分・事業所分)		2

【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数はそれぞれ約 180 名。
- ② 「石綿健康診断基本項目」とは、別表第 1 の石綿健康診断（一次健診）検査項目の(1)～(3)を指す。
- ③ 「喀痰細胞診」とは、別表第 1 の石綿健康診断（二次健診）検査項目の(1)、(2)を指す。
- ④ 「胸部X線直接撮影」の数量については、深夜業務等従事職員健康診断にて同検査を受診する者を除く。
- ⑤ 上記数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- ⑥ 「石綿健診に係る健康管理医業務」とは、石綿健康診断の実施並びに健康診断結果に基づく意見及び就業判定等、結果に基づく職員の健康を保持するための措置、その他職員の健康管理に関する助言等をいう。

2 実施内容

本市職員で、石綿を製造又は取り扱う業務及び石綿の粉じんを発散する場所における業務（以下「石綿取扱い業務等」という。）に常時従事する職員又は石綿取扱い業務等に常時従事したことのあるもの（以下「対象者」という。）に対する、石綿障害予防規則第 40 条に規定する健康診断（以下「石綿健康診断」という。）を実施すること。ただし、石綿健康診断（一次健診）及び石綿健康診断（二次健診）の検査項目については、別表第 1 「石綿健康診断 検査項目」のとおりとする。

対象者に対して、まず石綿健康診断（一次健診）を実施し、石綿健康診断（一次健診）の結果、医師が必要と認める者又は健康管理医の指示等により本市が必要と認める者に対して、石綿健康診断（二次健診）を実施するものとする。

(1) 健康診断実施日程

前期：令和 8 年 6 月中旬～同年 7 月下旬

後期：令和 8 年 11 月中旬～同年 12 月中旬

ア 石綿健康診断（一次健診）

深夜業務等従事職員健康診断の実施の際に併せて実施する（日程や巡回箇所等については深夜業務等従事職員健康診断と同様とする。）。ただし、CT 検査が必要な者については、健診機関で受診するものとする。

イ 石綿健康診断（二次健診）

石綿健康診断（一次健診）の結果、石綿健康診断（二次健診）が必要な者については、別途日程調整をしたうえで、健診機関で受診するものとする。

(2) 検査項目

別表第1「石綿健康診断 検査項目」のとおり

なお、対象者の所属、氏名等については、「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第3のとおり、本市から健診機関に情報提供する。

(3) 健診実施及び結果通知

健診実施及び結果通知書等の納品時期については、深夜業務等従事職員健康診断と同様とする。

(4) 健診結果

ア 健診結果の判定基準

原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、健康管理医の指示等により、別途本市で指定した場合は、本市と協議のうえ、その指示に従うこと。

また、事前に健診機関で定めている基準については、本市に提示すること。

イ 石綿健康診断（一次健診）の結果報告

深夜業務等従事職員健康診断の健診結果送付と同時とすること。

(ア) 個人宛て結果報告

a 一次 CT 検査なしの場合

個人ごとに、次の項目を記載した結果報告を作成し、所属、氏名コード及び氏名欄の見える窓開き封筒に封入し、当該職員が受診した日から3週間から遅くとも4週間後までに本市に納品すること。ただし、健診機関から直接送付を指示する場合がある。

所属、氏名コード、氏名、生年月日、性別、受診日、二次健診の要否判定、
石綿一次判定、CT判定

b 一次 CT 検査ありの場合

個人ごとに、次の項目を記載した「胸部CT検査結果報告書」を作成し、aの封筒に封入し、本市に納品又は直接送付すること。

氏名、生年月日、年齢、性別、受診日、所見、判定、総合判定、コメント

(イ) 所属長宛て健診結果報告

個人宛て結果報告と併せて、下記健診結果報告書類を所属ごとに作成のうえ封入、封緘し宛て名を「(所属名) 所属長様 親属」と記載し、(ア)aの期日までに納品すること。

【所属長宛て健診結果報告書類】

- a 所属長宛て通知文（本市が指定する文書）
- b 石綿健康診断（一次健診）結果一覧（所属ごとに、受診者の「氏名コード」、「氏名」、「受診年月日」及び「二次健診要否」を一覧表にしたもの）
- c その他深夜業務等従事職員健康診断結果報告書類のうち、特殊健診について報告が必要なもの

ただし、以下の対象者の結果が同封された封筒については、封を開けた状態で本市に納品すること。（本市において二次健診の実施通知文を同封するため。）また、個人宛結果報告の写しをもって本市へ報告すること。

- ・一次健診の結果、二次健診が必要となった者
- ・一次 CT 検査ありの対象者で、CT を受検した者

(イ) 局、室、区役所及び区役所支所庶務担当課長宛て結果報告（集計結果報告と併せて送付）

集計結果報告時に集計結果書類と併せて送付する。詳細は、下記エ(イ)の「局、室、区役所及び区役所支所等庶務担当課長宛て集計結果報告」を参照。

ウ 石綿健康診断（二次健診）の結果報告

二次健診の結果については、以下の a、b を封入し、当該所属宛て封筒の宛て名を「(所属名) 所属長様 親展」とし、封を開けた状態で本市に納品すること。（本市において二次健診の結果通知文を同封するため。）

a 個人宛て結果報告

次の項目を記載した結果報告書を作成し、当該職員が受診した日から遅くとも4週間後までに本市に納品すること。納品の際には判定の根拠を文書で添付すること。

石綿健康診断（二次健診）受診日、所属、氏名、石綿作業職歴（現在の事業場に来る前、現在の事業場に来てから）、健診機関判定（判定内容、備考）、健康管理医意見欄

b その他、本市が指定する報告書

エ 集計結果報告

(ア) 所属長宛て集計結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、下記集計結果報告書類を所属ごとに作成のうえ封入、封緘し宛て名を「(所属名) 所属長 親展」とし、本市に納品すること。

【所属長宛て集計結果報告書類】

- a 所属長宛て通知文（本市が指定する文書）
- b 石綿障害予防規則第43条に規定する石綿健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c bに記載する健康診断結果報告書の白紙様式（O C R票）

(イ) 局、室、区役所及び区役所支所庶務担当課長宛て集計結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、下記集計結果報告書類を局区等庶務担当ごとに作成のうえ封入、封緘し、宛て名を「(所属名) 所属長 親展」とし、本市に納品すること。送付先所属名については、別途本市から指示する。

【局区等庶務担当課長宛て集計結果報告書類】

- a 局区等庶務担当課長宛て通知文（本市が指定する文書）
- b 石綿健康診断（一次健診）結果一覧（所属ごとに、受診者の「氏名コード」、「氏名」、「受診年月日」及び「二次健診要否」を一覧表にしたもの）
- c その他深夜業務等従事職員健康診断結果報告書類のうち、特殊健診について報告が必要なもの

- d 石綿障害予防規則第43条に規定する石綿健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
- e bに記載する健康診断結果報告書の白紙様式（OCR票）

(ウ) 本市宛て結果報告（紙媒体）

前期及び後期の健康診断終了後、下記結果報告書類を作成し、本市に納品すること。

【本市宛て結果報告書類】

- a 特殊健康診断結果報告書（所属ごとにまとめた必要な措置・診断結果を記載したもの）
- b 石綿障害予防規則第43条に規定する石綿健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c 石綿障害予防規則第41条に規定する石綿健康診断個人票（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
- d その他、本市が指定する報告書

(エ) 本市宛て結果報告（電子データ）

前期及び後期の健康診断終了後、本市宛てに受診者の健診結果について、仕様（「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4）のとおり電子データを作成し、本市に納品すること。また、「結果情報レコードレイアウト」は別表第2のとおりとする。記載されていない判定コードについては別途通知する。

(5) 委託料

前期、後期及び各期二次健診について、本市が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(6) その他条件

- ア 京都市営地下鉄の各駅から半径2km圏内かつ京都市バス（受託エリアの民間バス含む）のバス停から徒歩5分圏内に、石綿健康診断ができる施設のある健診機関であること。
- イ その他不明な点等については、本市の指示に従うこと。

別表第1

石綿健康診断 検査項目

検査項目	備 考
石綿健康診断（一次健診）	(1)業務の経歴の調査 (2)石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (3)せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (4)胸部X線直接撮影による検査 (5)CTによる検査【注意事項】①
石綿健康診断（二次健診）	(1)問診、診察 (2)喀痰細胞診 (3)CTによる検査【注意事項】②

【注意事項】

CTによる検査については、検査に先立って、医師による面接を行い、CT検査の必要性等事前説明を行うこと。

- ① 石綿健康診断（一次健診）においてCTによる検査を実施する対象は、石綿健康診断（一次健診）を初めて受診する者及び前回の石綿健康診断で医師等の指示があった者とする。
- ② 石綿健康診断（二次健診）においてCTによる検査を実施する対象は、石綿健康診断（一次健診）において、CT検査を受診していない者とする。

別表第2

○結果情報レコードレイアウト(石綿健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点 以下桁数	単位	備考
1	団体コード	文字	2	–	–	「01」固定
2	キー2	文字	1	–	–	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	–	–	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	–	–	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	–	–	「0」固定
6	性別	コード	1	–	–	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	–	–	
9	健診年月日	日付	8	–	–	YYYYMMDD
10	2次健診の要否	コード	1	–	–	1:要 2:否
11	石綿判定	コード	1	–	–	1:異常なし 2:経過観察(石綿との関連は否定的) 3:経過観察(石綿との関連は否定できない) 4:要精密検査 5:判定不能
12	CT判定	文字	80	–	–	「〇〇箇月(年)後経過観察」、「要精密検査」、医師の判定結果を記載すること

4 精密検査

1 予定数量

別表のとおり

【注意事項】

予定数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があつても、本市は何ら補償しない。

2 契約条件

(1) 実施内容

本市が実施する深夜業務等従事職員健康診断の受診者のうち、その結果から健診機関が必要と判断した職員及びその他健康管理医の指示等により、本市が必要と認めた職員に対する精密検査を随時実施すること。

(2) 精密検査実施日程

契約締結日から令和9年3月31日までの間とする。

深夜業務等従事職員健康診断後、精密検査を随時実施する。

ただし、原則以下の期日までに実施できるよう努めることとする。

前期精密検査：令和8年10月下旬まで

後期精密検査：令和9年 2月下旬まで

(3) 精密検査実施場所

健診機関が有する診療所

精密検査の時間帯については、健診機関が有する診療所の診察時間とする。

(4) 精密検査項目

別表「精密検査項目」のとおり

ただし、別表で定める精密検査実施項目のうち、医師又は健康管理医が必要でないと認める項目については、実施しない。

(5) 精密検査対象者

本市が実施する深夜業務等従事職員健康診断の受診者のうち、その結果から健診機関が精密検査を必要と判断した職員及びその他健康管理医の指示等により、本市が必要と認めた職員。

本市が精密検査を必要と認めた職員については、健康管理医の指示に基づき本市から検査項目を指定する。

(6) 精密検査結果

ア 精密検査結果の判定基準

原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、健康管理医の指示等により、別途本市で指定した場合は、本市と協議のうえ、その指示に従うこと。

イ 健診結果の報告

(7) 個人あて結果報告

個人ごとに、精密検査の結果報告を作成し、精密検査受診者の自宅に送付すること。

(8) 本市あて結果報告

精密検査委託料を請求する際、併せてレセプトを送付すること。また、その他精密検査の結果に伴う書類等については、別途本市から指示することがある。

(7) 委託料

本市が結果報告の内容を検査し、毎月の委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(8) その他条件

その他不明な点等については、本市の指示に従うこと

精密検査項目

別表

精密検査の種類	健康診断項目名	精密検査項目	精密検査セット名称	予定数量	検査費用負担者		
					精密検査【本市】	精密検査【本人】	専門医【本人】
高血圧	血圧	BD、尿、心電図、Na、C1、K、CRE、eGFR	高血圧	20	○		
心疾患	心電図(安静時)	尿、心電図、心臓超音波	心疾患	30	○		
糖尿	空腹時血糖	尿、血糖、HbA1c、尿中微量アルブミン、CRE、eGFR	糖尿	20	○		
	HbA1c				○		
	糖				○		
貧血検査	ヘマトクリット値	検血5種、Fe、TIBC、フェリチン、網赤血球、白血球分画	ヘマトクリット値、ヘモグロビン	10	○		
	血色素量(ヘモグロビン)				○		
	赤血球数	検血5種、白血球分画	赤血球	12	○		
	白血球数	検血5種、CRP、白血球分画	白血球	1	○		
	血小板数	検血5種、Fe、TIBC、フェリチン、網赤血球、白血球分画	貧血検査等	1	○		
	MCV				○		
	MCH				○		
	MCHC				○		
血清検査	CRP	CRP、白血球分画	血清検査	1	○		
腎・尿路系	潜血	尿、沈査、BUN、CRE、UA、尿pH、USTG、eGFR	尿潜血	10	○		
	蛋白	尿、沈査、BUN、CRE、UA、Na、C1、K、eGFR	尿蛋白	1	○		
	尿素窒素(BUN)	尿、沈査、BUN、CRE、UA、Na、C1、K、C3、C4、CH50、IgG、M、A、eGFR、USTG	B U N 、 C R E	16	○		
	クレアチニン、eGFR				○		
肝疾患	AST(GOT)	AST、ALT、TB、LAP、ChE、γ-GTP、ALP、蛋白分画、HBs抗原、HCV-抗体、USTG 追加項目:アルブミン、総ビリルビン、直接ビリルビン	肝疾患	63	○		
	ALT(GPT)				○		
	γ-GTP				○		
	ALP				○		
	総ビリルビン				○		
	アルブミン				○		
	総蛋白				○		
	ウロビリノーゲン				○		
脂質	中性脂肪(TG)	TG、HDL-ch、LDL-ch、総コレステロール、TSH、FT4、頸エコー(※)	脂質	125	○		
	HDLコレステロール				○		
	LDLコレステロール				○		
	総コレステロール				○		
尿酸	尿酸(UA)	BUN、CRE、UA、検血5種、白血球分画、eGFR	尿酸	22	○		
脳・心臓疾患	肥満、血圧、血糖、血中脂質全て	空腹時脂質検査、空腹時血糖検査、HbA1c、頸部超音波検査、微量アルブミン尿検査	脳・心臓疾患	17	○		
喀痰	問診(痰のみ)	喀痰			○		
(健診機関指定)	内科診察	* 検査項目により精密検査内容が異なる。 * 健診機関で実施不可の場合は、専門医療機関受診勧奨を行うこと。			○	○	
(専門医療機関受診勧奨)	胸部X線(直接)	* 当該検査に係る精密検査は、治療扱いとし、専門医療機関受診勧奨を行うこと。				○	
(専門医療機関受診勧奨)	眼底検査	* 当該検査に係る精密検査は、治療扱いとし、専門医療機関受診勧奨を行うこと。					○

(※)については、医師の判断に基づく付加項目

尿再検査	尿検査		尿再検査	10	○		
------	-----	--	------	----	---	--	--

①同一職員に複数の精検セットを実施し、重複検査項目がある場合、全ての重複項目を満たす精検セットの料金を支払うものとする。ただし、一部のみ重複する時は、それぞれの精検セット料金を支払う。(例「赤血球数」と「白血球数」の同時検査については「白血球数」のみ支払う。)

②「検査費用負担者」について、「精密検査【本市】」に「○」があるものについて本市が支払う。「精密検査【本人】」に「○」があるものは、受診者が費用を負担する。「専門医【本人】」に「○」があるものは、専門医療機関受診勧奨を行い、受診者が費用を負担する。

「尿再検査」については、結果によっては自己負担が発生する場合がある。

5 個別保健指導

1 実施内容

(1) 保健指導実施日程

巡回による保健指導：令和8年10月中旬～同年10月下旬ごろ

時 期	実施内容
9月中旬	<p>①本市が指定する深夜業務等従事職員健康診断の受診者から、本市が指示する保健指導の対象者を抽出し、リストを本市に提出</p> <p>対象者の基準については、別途指示する。</p> <p>②保健指導実施可能な日程枠の提示</p>
10月初旬 ～10月中旬	③保健指導対象者のいる所属の各担当者と健診機関とで日程調整の実施
10月中旬 ～10月下旬	④巡回による保健指導の実施 巡回回数：23回程度（半日の巡回を1回とする） 巡回場所：「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第1の巡回場所のうち、本市が指定する場所 ※ 巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。

※ 上記日程は、変更する場合がある。また、上記日程以外で保健指導の実施を指示することがある。

(2) 巡回による保健指導実施場所

「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第1の巡回場所のうち別途本市が指定する場所

ただし、健康診断の巡回箇所以外を巡回場所として指定する場合がある。

(3) 保健指導対象者

本市が実施する定期健康診断及びそれに伴う精密検査、再検査の結果から、健康管理医が必要と判断した職員及びその他健康管理医の指示等により、本市が必要と認めた職員。

(4) 保健指導実施内容

労働安全衛生法に基づく保健指導を、個人面談により実施する。（1人20分程度）（保健師による運動指導、栄養指導、生活指導及び相談等）なお、「(3)保健指導対象者」のうち、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が実施する特定保健指導の対象となっている者（以下「重複指導対象者」という。）については、特定保健指導もあわせて実施する（その場合1人40分程度）。その他、特定保健指導についての詳細については、「(8)特定保健指導について」を参照すること。

(5) 保健指導結果

保健指導終了後、本市あてに保健指導結果について、仕様（「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4）のとおり電子データを作成し、本市に納品すること。
また、「結果情報レコードレイアウト」は別表のとおりとする。

(6) 委託料

本市が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(7) その他条件

不明な点等については、本市の指示に従うこと

(8) 特定保健指導について

- ア 特定保健指導に係る1人あたり単価は、動機付け支援（動機付け支援相当含む）15,000円、積極的支援39,000円を上限とし、共済組合との契約で別途定める。なお、税率に変動が生じた場合は別途共済組合と協議を行う。
- イ 重複指導対象者に対する特定保健指導を実施した後、重複指導対象者でない者について、巡回による特定保健指導を実施すること（1月～3月巡回予定）。なお、その際の実施場所等は個別保健指導に準じるものとし、対象者の日程調整についても受託者において行うこと。
- ウ 特定保健指導に係るその他の内容については、共済組合との契約で別途定める。

2 予定数量

項目	数量
保健指導（個別保健指導者9名以下、重複指導者なし）	6
保健指導（個別保健指導者7名以下、重複指導者1名）	9
保健指導（個別保健指導者5名以下、重複指導者2名）	3
保健指導（個別保健指導者3名以下、重複指導者3名）	2
保健指導（個別保健指導者1名以下、重複指導者4名）	1

【注意事項】

- ① 保健指導巡回回数1回とは、保健師1名の半日（3時間）派遣とする。また、20分を1枠とし、保健指導巡回回数1回を9枠とする。
- ② 上記数量については、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- ③ 重複指導対象者の含まれない巡回回数については、個別保健指導単価を巡回回数分乗じた金額を本市に請求するものとする。

- ④ 重複指導対象者の含まれる巡回回数については、本市が個別保健指導のみ対象となる者に係る費用（以下の式により算定）を負担する。

$$\{ 9 枠 - (重複指導対象数 \times 2 枠) \} \div 9 枠 \times \text{個別保健指導単価}$$

- ⑤ 上記項目に記載されていない内容の保健指導巡回回数が発生した場合の請求等については、本市と別途協議する。

○結果情報レコードレイアウト(個別保健指導)

No	項目名称	データ型	バイト数	備考
1	指導年月日	文字	8	YYYYMMDD ※欠席の場合は、“欠席”と文字入力
2	会場	文字	74	
3	担当	文字	74	
4	個人番号	数字	10	
5	氏名	文字	80	
6	フリガナ	文字	80	
7	所属	文字	80	
8	性別	コード	1	1:男、2:女
9	生年月日	日付	8	YYYYMMDD
10	年齢	数字	3	
11	指導内容	文字	500	

電子計算機による事務処理等（入力等）の 委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- （1） 契約目的物
 - （2） 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - （3） 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徵し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第 10 条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどの適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 4 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
- (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に關係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

第 11 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 12 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める

ところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

- 第15条** 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかつたときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第4条第1項の検査に係る試行、試験等のための納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

(契約の解除)

- 第16条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 甲は、前3項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
 - 5 乙は、第1項から第3項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の

補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第4項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

(作業実施場所における機器)

第19条 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理するために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート

この検査チェックシートは、委託契約締結前に提出のあった「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」に関し、適切に実施されていることを確認するものです。実地検査を行う場合は、この検査チェックシートに基づいて、委託先の安全管理措置状況を確認してください。

検査実施日		
委託事業名		
対象事業者	委託先	
	担当者	
検査担当者	所属	
	氏名	

1 検査項目

1	個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
	<input type="checkbox"/> 委託先で策定されている当該規程等の現物を確認したうえで、実際の運用をヒアリングし、齟齬がないか確認する。
2	組織的安全管理措置
	<input type="checkbox"/> (1) 個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者の設置 <input type="checkbox"/> (2) 事件・事故における報告連絡体制 <input type="checkbox"/> (3) 漏えい等事案の報告が、管理責任者を通じて直ちに総括管理者に報告される体制になっているか確認する。
3	人的安全管理措置
	<input type="checkbox"/> 個人情報の適正な取扱いに関する従業員教育の履歴と予定を確認する。
4	物理的安全管理措置
	<input type="checkbox"/> (1) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 <input type="checkbox"/> (2) 機器の盗難を防止するための措置の実施 <input type="checkbox"/> (3) 個人情報が記録された媒体、書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管しているか確認する。 <input type="checkbox"/> (4) 個人情報を取り扱う機器及び個人情報が記録された電子媒体にパスワードを設定しているか確認する。

※ 確認した項目には☑を入れてください。

4	(3) 搬送時の漏えい等を防止するための措置の実施	
	<input type="checkbox"/> 管理責任者が個人情報の所在、搬送方法を把握しているか確認する。 <input type="checkbox"/> 搬送時に暗号化又はパスワードを設定することが手順化されているか確認する。 <input type="checkbox"/> 搬送時に施錠した鞄に入れることが手順化されているか確認する。	
5	(4) 個人情報を破棄するための措置の実施	
	<input type="checkbox"/> 個人情報を破棄する方法の説明を求め、復元不可能な方法で破棄しているか確認する。 <input type="checkbox"/> 管理責任者が破棄の対象となる個人情報、破棄の方法を把握しているか確認する。	
6	技術的安全管理措置	
	<input type="checkbox"/> 個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化しているか確認する。 <input type="checkbox"/> 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業員のアカウント認証が適切になされているか確認する。 <input type="checkbox"/> セキュリティ対策ソフトを導入する等、不正アクセスを防止する措置を講じているか確認する。 <input type="checkbox"/> メール等による個人情報を含むファイルを送信する場合、当該ファイルにパスワードを設定しているか確認する。	
7	外的環境の把握	
	<input type="checkbox"/> 外国に設置されているサーバやクラウドサービスを利用しているか確認する。 <input type="checkbox"/> 外国で個人情報の取扱い（入力、編集、分析、出力等の処理）を行っているか確認する。	
8	取扱いを行っている場合	<input type="checkbox"/> 個人情報保護委員会が告示する個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している外国であるか。
		<input type="checkbox"/> 当該国の個人情報保護に関する制度やリスクを把握しているか確認する。
		<input type="checkbox"/> 当該国におけるリスクにどのような対策を講じているのか確認する。
7	委託先の監督	
	<input type="checkbox"/> 再委託する場合、委託先に関し、必要かつ適切な監督を行っているかを契約書等によって確認する。	
8	セキュリティ関連の認証	
	<input type="checkbox"/> 取得しているセキュリティ関連の認証(ISMS/プライバシーマーク等)について、資格喪失していないか有効期限を確認する。	

※ 確認した項目には☑を入れてください。

2 検査結果

<input type="checkbox"/> 是正事項なし
<input type="checkbox"/> 是正事項あり (指導内容)
是正措置確認日
是正措置確認者

この検査チェックシートは、契約書等と一緒に保存してください。

個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書

(提出日) 年 月 日
(申出者)

個人情報保護法に基づく安全管理措置について、下記のとおり申し出ます。

記

《個人情報の取扱い状況及び確認事項》

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定** 必須
貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等を御記入ください。併せて、当該規程を御提出ください。
-
-
-

2 組織的安全管理措置

- (1) 個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者の設置** 必須
個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者を記載した書類を御提出ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。
なお、付箋等で該当箇所を御教示願います。

(2) 事件・事故における報告連絡体制 必須

事件・事故における貴社の報告連絡体制が以下の項目の内容に合致しているか、□のチェックで示してください。

- 漏えい等事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等を決め、従業員に周知している。

3 人的安全管理措置 必須

貴社の従業員教育が以下の項目の内容に合致しているか、□のチェックで示してください。

- 個人情報の適正な取扱いに関し、朝礼の際に定期的な注意喚起を行う、定期的な研修を行うといった、従業員への啓発を実施している。

4 物理的セキュリティ措置

(1) 管理区域の設定及びセキュリティ措置の実施

必須

設定している管理区域について御記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、☑のチェックで示してください。

【管理区域の例】

- ・サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・個人情報を保管する区域
- ・その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

・管理区域の名称(1)

管理区域に設置している装置

- 施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

・管理区域の名称(2)

管理区域に設置している装置

- 施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

・管理区域の名称(3)

管理区域に設置している装置

- 施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

(2) 機器の盗難を防止するための措置の実施

必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体又は個人情報が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管している。
- 個人情報を取り扱う機器及び個人情報が記録された電子媒体にパスワードを設定している。

(3) **搬送時の漏えい等を防止するための措置の実施** 必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を搬送する場合は、管理責任者が個人情報の所在、搬送方法を把握している。
- 個人情報が記録された電子媒体を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、暗号化又はパスワードを設定している。
- 個人情報が記録された書類等を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、施錠した鞄に入れている。

(4) **個人情報を破棄するための措置の実施** 必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を破棄する場合は、個人情報が記録された電子媒体の物理的破壊、個人情報が記録された書類の裁断等、復元不可能な方法で破棄している。
- 個人情報の破棄に当たっては、管理責任者が破棄の対象となる個人情報、破棄の方法を事前に確認し、事後に復元不可能な方法で破棄されたことを確認している。

5 **技術的安全管理措置** 必須

パソコン等の機器を使用して個人情報を取り扱う際に、貴社のセキュリティが各項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

- 個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化している。
- 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで、ユーザー アカウントの認証している。
- 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入する等、外部からの不正アクセスを防止する措置を講じている。
- メール等により個人情報を含むファイルを送信する場合、当該ファイルにパスワードを設定している。

6 外的環境の把握

(1) 外国で設置されているサーバ等の利用 必須

外国に設置されているサーバの利用や外国のクラウドサービスの利用を行っているか、☑のチェックで示してください。

外国で設置されているサーバ等の利用を行っていない。

外国で設置されているサーバ等の利用を行っている。

(行っている場合) 貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名 (複数ある場合はすべて) _____

(2) 外国での個人情報の取扱い 必須

外国での個人情報の取扱い (個人情報の入力、編集、分析、出力等の処理) を行っているか、☑のチェックで示してください。

外国での個人情報の取扱いを行っていない。

外国での個人情報の取扱いを行っている。

(行っている場合) 当該国について、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会が定めるものであるか、☑のチェックで示してください。

個人情報保護委員会が定めるものである。

個人情報保護委員会が定めるものではない。

(行っている場合) 貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名 (複数ある場合はすべて) _____

7 委託先の監督 必須

個人情報を取り扱う事務の一部について、貴社から更に委託（再委託）を行う場合、貴社の監督が以下の項目の内容に合致しているか、□のチェックで示してください。

委託先に対し、以下の例示のような形で、必要かつ適切な監督を行っている。

（例示）

- ・ この申出書で定めている措置と同水準の措置が、委託先において確實に実施されるか確認している。
- ・ 委託契約書に、個人情報を安全に管理するために必要な対応として両社同意した内容及び委託先での取り扱い状況を委託元が把握できる規定がある。
- ・ 定期的に監査を行う等により、委託契約書に盛り込んだ内容が適切に実施されているかを調査し、必要に応じ委託内容を見直している。

8 セキュリティ関連の認証 任意

情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証について御記入ください。また、認証を受けたことが分かる書類の写しを御提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称
認証年月日 最終更新年月日

名称
認証年月日 最終更新年月日

名称
認証年月日 最終更新年月日

申 立 書

年 月 日

(あて先)

京 都 市 長

住所又は所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

印

令和8年度深夜業務等従事職員健康診断ほかの入札に当たり、入札参加資格条件「京都
市営地下鉄の各駅から半径2Km圏内かつ京都市営バス（受託エリアでの民間バスを含む）
のバス停から徒歩5分圏内に、各健康診断及び精密検査ができる施設、がある業者」に該
当することを次のとおり申し立てます。

1 健康診断及び精密検査実施場所の住所

2 健康診断及び精密検査実施場所の地図（別紙に地図を添付しても可。）